議案第11号

飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

情報通信技術を利用する手続等を定めるための制定

飛驒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする

(用語の意義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 条例等 市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規 定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第 1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する岐 阜県の条例及び規則をいう。
 - (2) 市の機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって 法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう。)若しくは条例等 により独立して権限を行使することを認められた職員
 - イ アに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの
 - (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
 - (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
 - (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。

- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき他の市の機関又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。) の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき他の市の機関又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、 又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 (電子情報処理組織による申請等)
- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により 行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定 にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子情報処理 組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその 手続等の相手方の仕様に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当

該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみな して、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市長(管理者の権限に属する事務に係るものにあっては、当該管理者)が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面 等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例 等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、市の機関が定める電子 情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等 を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、 当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたもの とみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用す る。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録 がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法 により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市 の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により 行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該 条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る 電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うこと ができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものと

みなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。 (電磁的記録による作成等)

- 第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により 行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市 の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことがで きる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の 条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の 当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。
 - (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの
 - (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが 規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が 定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請 等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にか かわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した 個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関 が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等に より確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、 添付することを要しない。

(郵便料の負担)

第9条 第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等が行われた場合には、当該申請等に基づいて交付する書面等の送付に係る郵便料のうち市長 (管理者の権限に属する事務に係るものにあっては、当該管理者)が別に定めるものについては、他の条例等の規定にかかわらず、本市の負担とする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例関係議案要旨

議	案	名	飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
担	当	部	総務部
提案	建	由	情報通信技術を利用する手続等を定めるための制定
制定	改	廃	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法
の根	!拠	等	律第151号) 第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利
			用する方法により行政手続等を行うために必要となる事項を定めるた
			め制定するもの。
条(例	の	1 制定の趣旨
概		要	国では、法令により行政手続を書面等で行うことが定められてい
			る場合であっても、その法令を個別に改正することなく、行政手続
			をオンライン化することができるための根拠法令として「情報通信
			技術を活用した行政の推進等に関する法律」(以下「法」という。)
			を定めている。また、同法では、地方公共団体に対し、条例等に基
			づく手続について情報通信技術を利用する方法によって行うことが
			できるよう必要な施策を講ずることを求めている。
			この趣旨を踏まえ、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び
			効率化を図るため、本市の行政手続についてもオンライン化を可能
			とできるよう必要な事項を定めるものである。
			2 制定の主な内容
			(1) 手続等のオンライン規定
			手続等のうち、個別の条例等で書面等により行うこととされて
			いる場合であっても、オンラインによる手続ができるよう規定す
			る。 第3条関係)
			(2) 署名等の代替規定
			手続等のうち、個別の条例等で署名等をすることが規定されて
			いる場合に、マイナンバーカードの利用等をもって変えることが
			できるよう規定する。 (第3条関係)
			(3) 手数料等のオンライン納付規定
			申請等のうち、個別の条例等で手数料の納付方法が規定されて

	いる場合に、オンラインにより納付することができるよう規定す
	る。 (第3条関係)
	(4) 適用除外規定
	次に掲げる手続等については、本条例の適用除外とする。
	① 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認す
	る必要があるもの。
	② 許可証その他の処分通知等の書面等を事業所に備え付ける必
	要があるもの。
	③ 他の条例等によりオンラインによる方法が可能であるもの。
	(第7条関係)
	(5) 添付書面等の省略規定
	申請等に関し、個別の条例等で書面等を添付することが規定され
	ている場合に、マイナンバーカードの利用などで確認すべき情報を
	入手できる場合は添付書類を省略できるよう規定する。
	(第8条関係)
市民への	【市民への影響】
影響等	行政手続等のオンライン化により市民等の利便性が向上する。
	(参考) オンライン化が可能となる主な手続例
	(1) 子育て・介護関連手続
	(2) 児童扶養手当関連手続
	(3) 保育所入所関連手続
施行日	令和5年4月1日
備考	